

(趣旨)

第 1 条 この規則は、西原町附属機関の設置に関する条例(平成 16 年西原町条例第 17 号)第 3 条の規定に基づき、西原町 さわふじ 懇話会(以下「懇話会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第 2 条 懇話会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申するものとする。

- (1) 男女共同参画計画の推進に関すること。
- (2) 女性問題解決のための諸施策に関すること。
- (3) その他男女共同参画に関し、町長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 懇話会は、委員 9 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体代表
- (3) 町民

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 懇話会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 懇話会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 懇話会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 懇話会は、必要に応じて、委員以外の学識経験者又は関係者等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第 7 条 懇話会に、部会を置くことができる。

- 2 部会に、部会長を置き、部会長及び部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を懇話会に報告しなければならない。

(庶務)

第 8 条 懇話会の庶務は、企画財政課において処理する。

(補則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

- 2 この規則の施行の後最初に開かれる委員会の会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則(平成 18 年規則第 8 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年規則第 11 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。